

八王子市立松が谷小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題に対する基本方針

すべての教職員が、「いじめはどの子供にも、どの学校においても起こり得る、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・対応・解決・再発防止の取組を徹底する。

2 いじめ問題にかかわる学校の主な取り組み

(1) いじめ防止基本方針の作成・見直しと学校いじめ防止対策委員会の設置

「松が谷小学校いじめ防止基本方針」を作成し、年度ごとにその見直しを行う。また、いじめ防止対策委員会〔委員：校長、副校長、生活指導主任、いじめ対策コーディネーター、特別支援学級主任、特別支援教室主任、養護教諭、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー（随時）〕を置き、教職員全員の共通理解の下、いじめの防止の教育の推進、未然防止、早期発見、発生時の対応、再発防止策の構築など問題の解決を図る。

(2) 道徳教育等の充実

特別の教科 道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実する。自他の生命を尊重する心を育てるとともに、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。道徳授業の重点内容項目を全学年共通で「C 公正・公平、社会正義」とし、さらに1・2年生では「A 個性の伸長」3～6年生では「B 相互理解、寛容」として指導し、他者への思いやり、誠実な生き方、社会・学校での生活で守るべきこと等について考えることができるようにし、「いじめはしない、させない、許さない」心を育てる。

(3) 言語活動の充実

思考やコミュニケーションの手段であり、情緒にも深くかかわる言語表現を大切にし、相互理解が進むよう、言語による表現力を高める指導を重視して行う。

言語環境を整え、言語に対する意識や関心を高め、適切な言葉遣いができるようにする。

(4) 特別活動・体験活動を重視した 教育活動の推進

代表委員会の投げ掛けにより、全学級で「人間関係を豊かにする取組（おもいやりたっぷり期間）」を話し合い具体的取組として行う。児童自身が考え話し合う主体的な参画により、いじめ防止につなげる。

(5) 家庭や地域との連携

毎朝、保護者の当番が正門であいさつ運動を行う。また、各学期に1回、おはよう週間を設け、教職員が正門でのあいさつ運動を行う、また、秋には青少年対策松が谷地区委員会と連携してのあいさつ運動を実施し、明るい挨拶のできる子（地域児童）を育てる。

地域清掃活動、地域行事に学校として関わり、地域の一員としての自覚や社会性など、児童の豊かな心を育むための取組を推進する。

(6) 基本方針を毎年点検し、必要に応じて見直し、入学時・各年度の開始時において児童（全

校朝会等)、保護者(保護者会等)、地域(学校運営協議会等)、関係機関など(青少年対策地区委員会等)に基本方針の内容を説明する。

3 未然防止や早期発見のための措置

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」(いじめの防止などの対策のための組織)を毎週月曜日に実施し、定期的に児童の情報を共有するとともに対応を協議する。
- (2) 教員用「いじめ防止取組シート」(年2回)を作成・共有して定期的に全教職員で実施する。全家庭に市作成の「見守りシート」を配布し家庭との連携を図る。
- (3) 生活当番の休み時間の見回りを徹底し、教室外の児童の人間関係の把握と、いじめの早期発見に努める。
- (4) 「ふれあい月間」の取組等、いじめに関する児童アンケートを年3回実施する。
- (5) スクールカウンセラーによる相談活動を充実する。5年生全員に対し、年度当初に個別面談を行う。
- (6) インターネットを通じて行われるいじめ等の対策を推進する。
 - ① 「SNS 松が谷小学校ルール」を規準とし、児童への情報モラル指導を徹底するとともに、家庭に対しては「SNS家庭ルール」を子どもの話し合いでつくるようはたらきかける。
 - ② 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題のある書き込みに対しては迅速な対応をする。

4 いじめが発生した場合の対応

- (1) いじめ防止対策委員会を招集し、いじめに対する個々の教職員の鋭敏な感覚と的確な指導力を結集し、適切に対応する組織的体制を立ち上げる。
- (2) いじめの事実確認を徹底して行う。
- (3) 被害児童をいじめから守り通す体制を敷く。
- (4) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。
- (5) いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う、加害児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、場合によっては、警察や児童相談所などとの連携の下、当該児童が抱える問題の解決を図る。
- (6) 犯罪行為として扱われるべきと判断される場合は、警察と連携して対応する。

5 重大事態への対処

- (1) 教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

6 その他

- (1) 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すために、地域の青少年対策地区委員会、民生・児童委員、子ども家庭支援センター、警察等との連携を図る。

(2) 毎週月曜日は学校いじめ対策委員会後に生活指導夕会をもち、各学級児童の様子を全校で共有する。

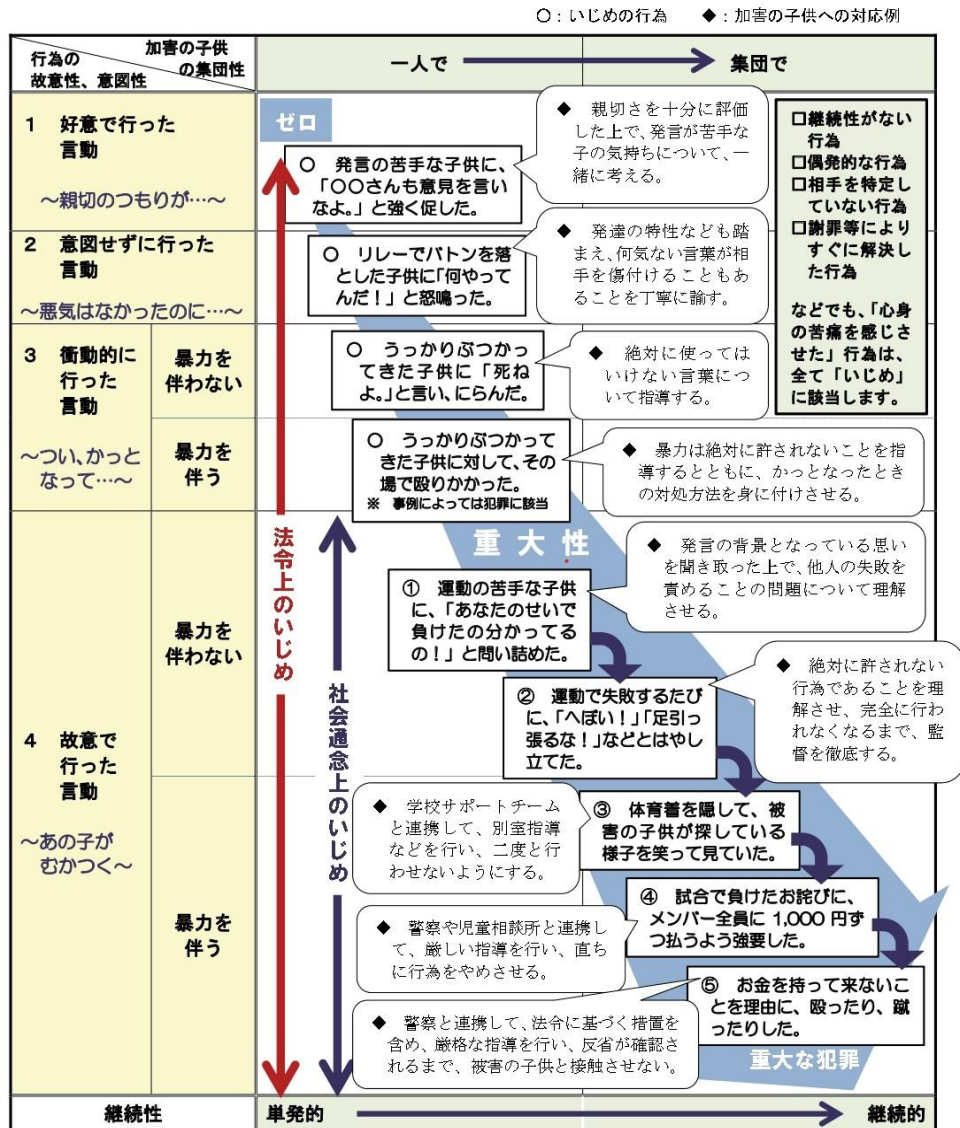
7 ① 教職員の「いじめ」の定義に対する共通理解の促進

■ 校内研修等の機会を通じてすべての教職員がいじめの定義を正確に理解し、初期段階でいじめに気付くことができるようにする。そして、「加害の子供がいじめを意図して行っていない行為」、「偶発的な行為」、「継続性がない行為」、「相手を特定せずに行った行為」などであっても、その行為を受けた児童が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという意識をもって、いじめを確実に認知する必要がある。

(具体的な取組)「重大性の段階に応じたいじめの類型(例)」

出典：いじめ総合対策【第2次・一部改訂】上巻[学校の取組編]令和3年2月東京都教育委員会

以下の類型は、あくまでも例であり、いじめの認知に当たっては、被害の子供が「心身の苦痛を感じている」かどうかを鑑み、個別に判断する。
 個々のいじめへの対応に当たっては、その行為の重大性(行為が与えた影響、故意性、加害の子供の人数、継続性等)を総合的に考慮して、適切な対応を行う。



※ 上記の類型は、加害の子供の行為によるもので、被害の子供の「心身の苦痛」の軽重によるものではない。
 ※ どこからが犯罪に該当するかは、事例ごとに異なる。 ※ 「暴力」とは、言葉以外の有形力の行使全般を指す。

② 「学校いじめ対策委員会」によるいじめの認知の徹底

■基本の手続き

- ア 一人一人の教職員が、気付いたすべての「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告する。
- イ 「学校いじめ対策委員会」は、委員会のメンバーでもある校長の指示の下に、教職員から報告があったすべての事例について事実確認の方策について協議する。
- ウ 教職員は、「学校いじめ対策委員会」の協議結果に基づき、役割分担等を行い、事案の詳細を確認するとともに、その結果を迅速に同委員会に報告する。
- エ 「学校いじめ対策委員会」は、報告された状況について、「いじめの定義」を踏まえて、いじめであるかどうかを判断する。→いじめの認知

■いじめ認知の判断

- ・「学校いじめ対策委員会」がいじめを認知するに当たっては、一人一人の児童の状況から、「この児童は苦痛に感じているのではないか」というきめ細かな視点から判断する。たとえ、けんかやふざけ合いであっても、児童が感じる苦痛に着目して、背景になる事実を確認し、いじめに該当するかを判断しなければならない。
- ・行為を受けた児童が苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が、人権意識を欠く言動である場合などには、いじめと認知することが必要である。

③ 児童の言動からの初期段階のいじめの察知

- (具体的な取組)・学級担任等による日常的な児童への声掛けと様子の観察
- ・SOSの出し方に関する教育
 - ・相談できる大人がいるか確かめる調査(全学年、年3回)
 - ・Q-Uアンケートの実施(小5 小6)

④ 全教職員による児童の状況の把握

- (具体的な取組)・全教職員の輪番によるあいさつ、校内巡回等による計画的な観察
- ・一人一人の教職員の気付きを「学校いじめ対策委員会」につなげる仕組みの構築
 - ・「いじめの対応のための時間」確保(週1回月曜6校時にあたる時間)
 - ・担任等がいじめに関する記録を市の共通様式への入力によって作成し学年及び職員全体での情報共有を行う時間を確保
 - ・児童に関する情報の引継ぎ、共有の徹底
 - ・気になる児童の状況把握
 - ・個票システムの入力と登校支援チームとの連携

⑤ 子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築

- (具体的な取組)・学校教育相談体制の構築と児童や保護者への周知
- ・定期的な「いじめ発見のためのアンケート」の実施・分析・聞き取り調査(年3回 6月、11月、2月)
 - ・スクールカウンセラーによる全員面接(小5、第1学期～)
 - ・「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」の周知と「いじめ防止カード」の活用

- ・定期的な「外部相談機関の連絡先」の周知（年3回）
- ・自殺対策のための「子ども見守りシステム」

⑥ 保護者（家庭）、地域、関係機関等からの情報提供や通報

（具体的な取組）・保護者相談、面談等の実施

- ・子ども見守りシートの保護者への周知・協力依頼・活用
- ・スクールカウンセラー等による保護者相談の実施
- ・学校運営協議会委員等からの情報提供や通報
- ・地域住民（民生・児童委員、主任児童委員、町会役員、卒業生、卒業生保護者等）からの情報提供や通報
- ・警察、児童相談所等関係機関からの情報提供
- ・学童保育所、放課後子供教室職員からの情報提供や通報

8 学校いじめ防止対策委員会年間活動計画

月	□主な協議内容と活動	いじめ防止対策委員会開催日
4月	□「いじめ防止基本方針」の見直し □いじめ理解と対応力向上についての研修（いじめコーディネーター）※教育計画の読み合わせと下巻「教員研修プログラム」活用 □保護者会での周知、配布（いじめ防止等の基本的な方針と取組） □各学級の状況報告	2日（木）研修1 ①6日 ②13日 ③20日 ④27日（全体会）
5月	□いじめ防止のための道徳授業の実施① □はちおうじっ子サミットに向けた取組	⑤11日 ⑥18日 ⑦26日（火）
6月	□いのちの大切さをともに考える日（校長講話） □各学級の状況報告 □はちおうじっ子サミットに向けた取組 □第1回いじめアンケートの実施 □教員用「いじめ防止取組シート」実施① □「SOSの出し方」に関する教育	⑧1日（全体会） ⑨8日 ⑩16日（火） ⑪22日 ⑫30日（火）
7月	□アンケートを受けての対応報告 □各学級の状況報告 □「不安や悩みを抱えた時に相談することの大切さを伝える指導」（相談窓口一覧配布） □はちおうじっ子サミットに向けた小中一貫教育グループでの取組の進捗状況共有 □夏季休業明け前の配慮児童の共有（休み明け要連絡児童） □はちおうじっ子サミット出席	⑬6日（全体会） ⑭13日 ⑮21日
8月	□いじめ防止等のための取組に係る学校評価結果の検討 □夏季休業明け前の配慮児童宅への連絡 □いじめ研修（スクールロイヤー等）※申し込みは5月ごろ	⑯26日（水）（全体会） 27日（木）研修2 ⑰31日

9月	<input type="checkbox"/> 夏季休業明けの児童の様子への報告 <input type="checkbox"/> はちおうじっ子サミット後の取組と実行 <input type="checkbox"/> 道徳授業地区公開講座の実施 <input type="checkbox"/> 各学級の状況報告	⑱7日 ⑲15日(火) ⑳28日(全体会)
10月	<input type="checkbox"/> 各学級の状況報告	㉑6日(火) ㉒13日(火) ㉓19日(全体会) ㉔26日
11月	<input type="checkbox"/> いじめ防止のための道徳授業の実施② <input type="checkbox"/> 第2回いじめアンケートの実施 <input type="checkbox"/> 各学級の状況報告	㉕2日(火) ㉖9日 ㉗17日(火) ㉘24日(火) ㉙30日(全体会)
12月	<input type="checkbox"/> アンケートを受けての対応報告 <input type="checkbox"/> 各学級の状況報告 <input type="checkbox"/> 教員用「いじめ防止取組シート」実施② <input type="checkbox"/> いじめ研修(講師又は事例研修) <input type="checkbox"/> 冬季休業明け前の配慮児童の共有(休み明け要連絡児童) <input type="checkbox"/> 各学級の状況報告 <input type="checkbox"/> 「不安や悩みを抱えた時に相談することの大切さを伝える指導」 (相談窓口一覧配布) <input type="checkbox"/> 学校評価の実施	㉚1日 ㉛7日 ㉜14日(全体会) 21日 研修3
1月	<input type="checkbox"/> いじめ防止等のための取組に係る学校評価結果の検討 <input type="checkbox"/> 冬季休業明け前の配慮児童宅への連絡 <input type="checkbox"/> 各学級の状況報告 <input type="checkbox"/> いじめ防止のための道徳授業の実施③	㉝12日(火)(全体会) ㉞18日 ㉟25日
2月	<input type="checkbox"/> 第3回いじめアンケートの実施(相談できる大人は必須) <input type="checkbox"/> 各学級の状況報告	㊱1日 ㊲9日(火) ㊳15日 ㊴22日(全体会)
3月	<input type="checkbox"/> アンケートをうけての対応報告・次年度引継ぎ <input type="checkbox"/> 各学級の状況報告 <input type="checkbox"/> 「不安や悩みを抱えた時に相談することの大切さを伝える指導」 (相談窓口一覧配布) <input type="checkbox"/> 春季休業明け前の配慮児童の共有(休み明け要連絡児童・4月は旧担任)	㊵1日 ㊶8日 ㊷15日 ㊸23日(火)(全体会)

※臨時対応が必要な場合は、変更になる場合あり。

9 参考

「第5回 はちおうじっ子サミット」 令和8年7月29日(水) 13:30~16:00
会場：いずみの森義務教育学校 3階交流ホール
議題：いじめのない学校生活を実現するために、どのような取組ができるのだろうか。
(参考：令和7年度の議題)